

公共調達審査会活動状況報告書

(部局名) 香川労働局

1 開催日 令和5年2月7日(火) 10時30分～11時40分

2 委員の氏名及び役職等

雇用環境・均等室長	佐藤 真理子
労働基準部長	神田 将伸
職業安定部長	楠本 良徳
高松公共職業安定所長	武田 学

3 審査対象期間 令和4年5月1日～令和4年12月31日

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	1 件
・審議件数	0 件
うち、低入札価格調査の対象となったもの	0 件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	4 件
・審議件数	0 件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	17 件
・審議件数	5 件
うち、契約金額が500万円以上の案件	5 件
うち、参加者が一者しかないもの	0 件
うち、契約の相手方が独立行政法人となった	0 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0 件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	3 件
・審議件数	3 件
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	3 件
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかないもの	0 件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0 件

5 審査案件の抽出方法

香川労働局公共調達審査会運営要綱第7条及び香川労働局公共調達監視委員会設置要綱第6条の抽出基準に該当する、契約金額が500万円以上のもの及び新規の案件について抽出した。

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

所見なし

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

【競争入札によるもの】

審査対象期間 令和4年5月～令和4年12月

部局名 香川労働局

資料No.	公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争等の別 (総合評価の実 施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況(所見)
	該当なし										

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応募(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

【随意契約によるもの】

審査対象期間 令和4年5月～令和4年12月

部局名 香川労働局

資料No.	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
	該当なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

【競争入札によるもの】

審査対象期間 令和4年5月～令和4年12月

部局名 香川労働局

資料No.	物品・役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及び 住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争等の別 (総合評価の実 施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況(所見)
⑦	業務用用紙の購入 (単価契約)	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年6月1日	株式会社紙の杉山 香川県高松市 春日町1606番地	5470001001128	一般競争入札	9,578,800	8,571,693	89.5%	2者	
⑫	香川労働局 助成金センター 開設に係る作業等①	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年6月23日	四国特機株式会社 香川県高松市 田村町866番地1	3470001001914	一般競争入札	6,959,150	5,995,000	86.1%	2者	
⑬	香川労働局 助成金センター 開設に係る作業等②	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年6月23日	四国特機株式会社 香川県高松市 田村町866番地1	3470001001914	一般競争入札	6,174,300	5,170,000	83.7%	2者	
⑰	令和4年度 文具類の購入(単価契約)	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年7月15日	株式会社原誠文堂 香川県高松市 郷東町23番地8	8470001003427	一般競争入札	8,119,100	6,029,749	74.3%	4者	
⑱	令和4年度から令和8年度 香川労働局の業務用自動車 賃貸借業務一式	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年8月25日	株式会社 トヨタレンタリース東四国 香川県高松市 西の丸町10番21号	6470001003024	一般競争入札	9,055,200	8,085,000	89.3%	3者	

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

【随意契約によるもの】

審査対象期間 令和4年5月～令和4年12月

部局名 香川労働局

資料No.	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
㊸	高松サンポート合同庁舎3・6階の電話回線工事及び電話機の撤去・入れ替え、データ設定等作業	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年6月9日	扶桑電通株式会社 四国支店 香川県高松市天神前10番1号	6010001055706	会計法第29条の3第4項 日々の業務に必要不可欠であり、常に正常な状態を維持すべき電話設備にかかる作業である。設備や配線、設定等の現状について把握している左記業者による、迅速かつ確実な履行が必要とされるため、契約の性質が競争を許すものではない。	1,100,000	1,067,000	97.0%		新規 1者	
㊸	業務支援システム等関係機器の更新	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年8月19日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋四丁目273番3	5130001002985	会計法第29条の3第4項 日々の業務に必要不可欠であり、常に正常な状態を維持すべきシステムにかかる機器の更新である。システムの仕様や、稼働に必要とされるパソコンや周辺機器のスペック・設定方法等について把握している左記業者による、確実な履行が必要とされるため、契約の性質が競争を許すものではない。	3,240,050	2,599,300	80.2%		新規 1者	
㊸	しごとプラザ高松で使用するボイスコール発券機の部品買い替え等	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 吉田 幸正 高松市サンポート3-33	令和4年11月10日	株式会社富士通四国インフォテック 香川県高松市番町一丁目10番地2	3470001003613	会計法第29条の3第4項 窓口における来庁者の受付・案内に使用する、日々の業務に必要不可欠な機器にかかる案件であり、業務への支障を最低限とすべく、可能な限り迅速・確実な履行が見込まれる業者と締結する必要がある。 機器の仕様や、稼働に必要とされるパソコンや周辺機器のスペック・設定方法等について把握している左記業者(既設機器の設置業者)による、確実な履行が必要とされるため、契約の性質が競争を許すものではない。	1,680,800	1,680,800	100.0%		新規 1者	

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。